

社 会 福 祉 法 人 の し お り

(設立の手引き・概論編)

令和 7 年 4 月

大津市健康福祉部福祉指導監査課

目 次

第 1	社会福祉法人設立の流れ	1
1	事前相談	1
	(1) 社会福祉事業について	
	(2) 社会福祉法人の設立について	
2	設立準備会の設置	2
3	評議員会及び役員（理事・監事）	3
	(1) 評議員の選任	
	(2) 理事の選任	
	(3) 監事の選任	
	(4) その他留意事項	
4	資産	6
	(1) 基本財産	
	(2) その他財産	
	(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産	
5	資金計画	8
6	定款の作成	8
7	事前審査	9
8	申請準備	9
9	設立認可	10
第 2	設立認可後の手続	10
1	法人設立登記	10
2	理事会・評議員会の開催	10
3	財産の移転	11
4	財産移転等完了報告	12
5	入札について	12
6	建物の完成・登記	13
7	定款変更届	13

第 1 社会福祉法人設立の流れ

社会福祉法人を設立するには、定款について所轄庁の認可を受けなければなりません。
(社会福祉法第 3 1 条)

大津市内に主たる事務所を置き、大津市内のみで事業を行う社会福祉法人を設立するためには、あらかじめ設立準備会を設置し、以下の要件を整えたうえで、所轄庁（大津市長）の認可を受けなければなりません。

ここでは、社会福祉施設の経営を目的とする社会福祉法人を設立するまでの流れを記述しています。

※要件等については、法令・通知によるものと合わせて、一般的な解釈及び大津市からの要望事項や見解を付記しています。

※主たる事務所とは、企業における本店と同様であり、主たる事務所の所在地が当該社会福祉法人の住所となります。

1 事前相談

(1) 社会福祉事業について

計画されている社会福祉事業について、大津市の福祉施策に沿った事業であるか、また、その事業を行う場所、事業の概要、資金計画などはどうなっているのか等について、事前に相談していただく必要があります。

社会福祉事業に関する相談は、それぞれの施設の担当課で行います。

特にご相談の多い事業については、次のとおりです。

- ・ 保育所・幼保連携型認定こども園：保育入所課
- ・ 特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム：介護・福祉施設課

なお、事業の種類によっては、所管が滋賀県になる場合があります。

また、事業のために使用する土地及び建物について、都市計画法や建築基準法等により制限を受ける場合や許可等が必要になる場合がありますので、関係各課へ事前に相談することも必要です。

平成 28 年 4 月 1 日施行の社会福祉法第 24 条第 2 項には、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」と規定され、地域における公益的な取り組みを実施する責務が新たに規定されました。

社会福祉法人は、社会福祉事業等の実施のみならず、地域における公益的な取り組みも社会福祉法人の大切な取り組みであることを認識しなければなりません。

(2) 社会福祉法人の設立について

各担当課での事前相談において、事業内容や事業の開始時期が具体的にになった時点で、社会福祉法人設立について、福祉指導監査課にご相談ください。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立するものであるため、社会福祉事業の計画が固まらず、事業の開始が未確定な状況で、とりあえず社会福祉法人を設立する（法人格のみを取得する。）ということとはできません。

2 設立準備会の設置

担当課や福祉指導監査課と随時打合せを行いながら、社会福祉法人の設立準備にあたり、設立予定者同士が合意を積み重ねていく場として、設立準備会を設置してください。社会福祉法人設立準備会を立ち上げて、社会福祉法人設立に必要な準備を行っていきます。

設立者は、社会福祉法人の設立時に役員に就任するのが通例です。社会福祉法人が実施する社会福祉事業の計画については、社会福祉法人設立認可申請前の段階でほぼ決定されており、設立認可後確実に事業を遂行するためには、設立準備の段階から関与している者が引き続き役員となることが、事業の継続性の観点から必要です。

設立準備会の運営については、法人設立後の運営をスムーズに行うための試行期間と位置づけて、理事会に準じた方法で運営し、準備を進めてください。

また、設立にあたっての必要な資金が一個人の独断で処理されている場合などは、法人設立後に金銭面でトラブルを引き起こす原因となるおそれがありますので、設立準備会の意思決定の手続きなど内部牽制が十分機能する体制にしておいてください。

法人の設立準備のための作業にあたって、設立準備そのものを設計業者等民間のコンサルタント業者にすべて任せてしまい、設立代表者自身が設立準備状況を把握できず、申請手続きや認可後の法人運営に混乱を来すといった事例があります。

設立準備にあたっての細かい実務的な部分（書類の浄書や技術的な打合せ等）の作業を委託することはあっても、基本的な部分（方針決定や基本的事項についての行政等関係機関との折衝）は設立代表者が責任をもって行ってください。

設立準備会の事務の遂行に伴って、個人的に法的責任が発生する場合があります。

3 評議員及び役員（理事・監事）

法人を運営していくために、評議員及び役員（理事・監事）を必ず置かなければなりません。

評議員については、法第39条により、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」から定款の定めに基づいて選任することになっています。

役員（理事・監事）については、法第43条により、評議員会の決議に基づき選任することになっています。

評議員及び役員（理事・監事）の資格等については、法40条及び第44条にそれぞれ規定されています。

設立準備会の役員の選任にあたっては、これらの法令に基づいて進める必要があります。

(1) 評議員の選任

評議員は、法人運営の基本ルールや体制の決定と事後的な監督を行う機関として、評議員会を構成し、評議員会は、法人必置の議決機関として位置づけられています。

評議員の定数は、理事の員数を超える数となっており、7人以上となっています。

評議員の選任にあたっては、法第40条及び社会福祉法施行規則第2条の7の規定に基づき、法第39条に合致する者を定款の定めに基づいて選任してください。

(2) 理事の選任

理事は、理事会を構成し、理事会は、法人の業務執行に関する意思決定機関として位置づけられています。また、理事会は、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる機関でもあります。

理事会の職務（法第45条の13第2項）

- ・ 社会福祉法人の業務執行の決定
- ・ 理事の職務の執行の監督
- ・ 理事長の選定及び解職

理事の定数は6人以上です。

理事の選任にあたっては、法第44条及び社会福祉法施行規則第2条の10の規定に基づき、評議員会の決議により選任してください。

なお、理事の選任にあたっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)に該当する者を含む必要があるほか、(エ)及び(オ)についても留意してください。（法第44条第4項）

(7) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(第1号)

(4) 法人が行う事業区域における福祉に関する実情に通じている者(第2号)

※「事業区域における福祉に関する実情に通じている者」とは、

①社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

②民生委員・児童委員

③社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

④医師、保健師、看護師等保健医療関係者

⑤自治会、町内会、女性会及び商店会等の役員、その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

(ウ) 当該法人が設置している施設の管理者(第3号)

※「施設」とは、第1種社会福祉事業のために設置した施設を指しますが、第2種社会福祉事業である、保育所、就労移行支援事業所等がその法人の経営する事業の中核を担う場合には、同様に取り扱うこととします。

(イ) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、実際に法人運営の職責を果たせる者であること。

※理事会に毎回出席できないような理事を選任することのないよう留意すること。

(オ) 法第44条第4項第2号に規定するほか、本市では、事業を実施する地域の実情を理解し、地域に根ざした法人運営が強く求められることから、できるだけ多くの大津市内居住者又は在勤者を理事に選任することを推奨しています。

(3) 監事の選任

監事は法人の監査機関であり、法人内部のチェック機能として重要な位置を占めています。

監事の定数は2人以上です。

監事の選任にあたっては、法第44条及び社会福祉法施行規則第2条の11の規定に基づき、評議員会の決議により選任してください。

なお、監事の選任にあたっては、次の(7)及び(4)に該当する者が含まれる必要があることに留意してください。(法第44条第5項第1号、2号)

(7) 社会福祉事業について識見を有する者

※社会福祉事業について識見を有する者

- ① 社会福祉に関する教育を行う者
- ② 社会福祉に関する研究を行う者
- ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ④ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

(4) 財務管理について識見を有する者

※「財務管理について識見を有する者」としては、公認会計士・税理士の登用が望ましいが、会社等の監査役及び経理担当者等の者でも可能です。

※監事又は監事の所属する事務所が法人の決算等を受託することはできません。

※利害関係が生じるおそれがありますので、理事長が経営する会社の会計業務を請け負っている税理士等の就任は望ましくありません。

(4) その他の留意事項

(7) 関係行政庁の職員が法人の評議員及び役員となることは、法第61条第1項に規定する公私分離の原則に照らし適当ではありません。

※「関係行政庁」とは、当該法人に監督権を有する行政庁ですので、他の地方公共団体の職員は含まれません。

(4) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員及び役員として名目的に選任することは適当ではありません。

※現職の国会議員、地方議会議員等が法人の役員及び評議員となることは、法人運営への参画が実態的に困難である場合が予想されるため、好ましくありません。

(4) 特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員及び役員として参加したりすることは適当ではありません。

※「特定の公職にある者」とは、市長、副市長が該当します。

(4) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員及び役員となることはできません。

4 資産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うのに必要な資産を備えなければなりません。（法第25条）社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められているため、特に財政面において、確固とした経営基盤を有していることが必要です。

したがって、社会福祉法人を設立する場合には、その法人が目的とする社会福祉事業を行うのに必要とされる資産を所有する必要があります。必要とされる資産とは、目的とする事業の種類及び規模により異なりますが、一般的には、

- ① 社会福祉事業を所定の基準に従って運営するのに必要な不動産を所有していること。又はその目的を達成するために使用できる権利（使用権）が確実に設定されていること。
- ② 事業経営に必要な最低限のその他資産（運転資金）があること。又はこれを確実に生み出している財源があること。

を要します。

社会福祉法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産に区分されます。

(1) 基本財産

基本財産は、法人存立の基盤となるものであり、その散逸を防止するため厳重な管理が要請されることから、定款上に明記することとされています。また、目的遂行上必要やむを得ない場合に限り、所轄庁の承認を得て、処分することができることになっています。この制限は、売却処分だけでなく、抵当権その他の担保権を設定する場合についても同様に取り扱われます。

社会福祉施設を経営する社会福祉法人を設立する場合には、原則として、施設経営を行うのに直接必要なすべての物件について、所有権を有していなければなりません。すなわち、施設経営を行う場合には、土地、建物、設備、備品等すべてについて社会福祉法人が所有権を有していることが必要であり、その施設の用に供する不動産は、基本財産としなければなりません。

これらの不動産について、国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けている場合は、1,000万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。

厚生労働省からの通知に基づき、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えありませんが、この場合には、その事業の存続に必要な期間（10年以上）の地上権又は賃借権を設定し、またはこれを登記しなければなりません。この場合の賃借料は極力低額であることが望ましく、社会福祉法人が長期間にわたって安定的に支払う能力のあることが必要です。

また、国又は地方公共団体から貸与等を受ける場合と同様、1,000万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。

なお、国からの通知では、「当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。」とされています。

※上記の通知を受け、大津市においては、法人の経営基盤の安定と事業経営の透明性の確保を図る観点から、理事長等から有償により貸与を受けることは認めていません。

(2) その他財産

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産となります。

事業を経営していくために必要とされる備品や従事職員の人件費、光熱水費等の経常的経費等を賄います。

その他財産の処分等については特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものについては、みだりに処分することはできません。

法人設立当初には、その他財産のうちに、法人事務費と運転資金に充当する現金、預金等を準備していなければなりません。（新たに保育所を運営する1年目は、土地等の賃借料に対して、委託費をその原資とすることができないので、その賃料等（支払利息分も含む）に相当する分も準備する必要があります。）

運転資金は、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する額です。なお、介護保険法適用施設を運営する場合や障害者自立支援法の対象となる施設を運営する場合は、当該法人の年間事業費の12分の2以上に相当する現金、預金等が必要となります。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業用財産及び収益事業用財産は、それぞれの目的に供される財産であり、社会福祉を目的とする財産と明確に区分して管理しなければなりません。

5 資金計画

社会福祉法人を設立し、社会福祉施設を整備するにあたっては、土地の確保、施設の建築、設備備品の購入、職員の雇用、諸手続費用等施設立ち上げにかかる経費から施設開設後の当座の運営経費までを見込んだ資金計画を立てる必要があります。

資金計画のトラブルにより法人設立認可事務や施設整備の入札事務に時間を要している事例があります。また、法人が設立され、施設運営が開始された後も、施設整備のための借入金が多額となっているため、その償還等資金運用に苦慮されている事例が見られます。

このようなことから、資金計画は法人設立、施設整備及び施設運営の基本的事項であることを認識し、法人設立や施設整備途中の計画の破綻のみならず、施設整備後も施設運営に破綻を来さないよう十分に検討してください。

なお、資金計画のうち寄附金（贈与金）については、法人に確実に収入される必要がありますので、寄附者が金融機関から借り入れて寄附することは基本的に認められません。また、法人設立後、贈与契約の全部について速やかに履行しなければなりません。一部のみの履行や一定期間後に寄附するといったことは絶対に認められませんので、資金計画を検討するときは留意してください。

6 定款の作成

定款は、法人の根本規定であり、法人は定款に反して行動することはできません。法人は、法令の定めるところに従い、定款で規定された目的の範囲内において、権利を有し義務を負うものとされ（民法第34条）、法人が定款に違反するなど、一定の場合には所轄庁が解散を命ずることができます。（法第56条）

定款は、原則として、「定款例」（社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号・最終改正令和2年12月25日）別紙2社会福祉法人定款例）に基づき作成してください。法人の特色、実情等に応じて定款例と相違する規定を設ける場合には、その規定が関係法令、通知等に違反しないようにするとともに、文言についても解釈上疑義を生じるなど運営に支障のないよう十分留意する必要があります。当然ながら、法令に抵触する規定は、その規定に関する限り無効とされます。

社会福祉法人に対してその財産を寄附した者等は、国税庁長官の承認を得ると租税特別措置法第40条の特例の適用を受けられますので、寄附者に対する配慮として国税庁長官の承認が得られるよう定款を整備する必要があります。

租税特別措置法第40条の特例の適用を受けられるように定款を作成するためには、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱について（平成28年11月11日付け、事務連絡）」により作成することが必要となりますが、詳しくは福祉指導監査課または大津税務署までご相談ください。

7 事前審査

社会福祉事業及び法人設立の計画が固まったら、法人認可担当及び関係各課により構成する社会福祉法人等審査会（以下「審査会」という。）で事前審査を実施します。

審査会においては、以下の事項について審査を行います。

① 法人の設立認可に関する事項

- (ア) 法人設立の動機 ※一番重要な項目になります。
- (イ) 法人の行う事業の必要性
- (ウ) 法人資産の安定性
- (エ) 法人役員の適格性及び組織運営
- (オ) その他法人の設立認可に関し必要な事項

8 申請準備

事前審査において法人の設立について適当と認められたら、法人設立認可申請に向けて、「経理規程」「就業規則」等の「定款」以外の添付書類も整えてください。

社会福祉法人の設立認可は、原則として社会福祉事業の開始の見込みが立った時点で行います。したがって、正式な設立認可申請の時期は、施設担当課が実施する事業者公募等による事業者決定がされた時点や、施設整備の計画に国や市の補助金等の受入を予定している場合はその交付が確実になってから、また、施設整備の計画に補助金等の受入をしない場合は、安定した事業の開始ができる見込みが立ってから行うこととなります。

認可申請には、多岐にわたる書類が必要となり、審査にも時間がかかることから、事前審査を受ける時点においては、正式な設立認可申請に必要な書類（各種規程等）も整えておかれることをお勧めします。

また、社会福祉事業に対する熱意と理解について確認する意味から、理事長予定者や施設長予定者、また、贈与契約の履行の意思を確認するために贈与予定者にも来庁願って面談することもあります。

9 設立認可

事業者公募等により事業者の決定を受けたときや補助金等の交付が確実になったとき、又は、安定した事業の開始ができる見込みが立ったとき、大津市長に対して社会福祉法人設立認可申請をしてください。

申請により、社会福祉法人の設立認可についての可否決定を行い、結果を通知します。認可の場合は、決定通知書（法人設立認可書）をお渡しします。

第2 設立認可後の手続き

1 法人設立登記

法人設立認可を受け、認可書を受領したら、2週間以内に大津地方法務局で法人登記を行ってください。（法第29条第1項、組合等登記令第2条）

登記をすることにより、法人が成立します。（法第34条）

登記事項は組合等登記令によって以下のとおり定められています。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 資産の総額

大津地方法務局と十分相談のうえ手続きを行ってください。

2 理事会、評議員会の開催

法人成立後、遅滞なく以下のとおり理事会、評議員会を開催することになります。

① 理事会の開催

この理事会では、次のとおり必要な議決を行います。

- (ア) 評議員選任・解任委員会の委員選任
- (イ) 評議員選任・解任委員会運営のための細則の決定

- (ウ) 理事及び監事候補者の決定
- (エ) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準（案）の決定
- (オ) 各種規程の制定（経理、運営、就業、旅費等）
- (カ) 事業計画、予算の審議、贈与契約履行等のスケジュールの確認
- (キ) 施設整備のための入札等の業者選定など

② 評議員会の開催

- (7) 理事及び監事の決定
- (イ) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定

③ 理事会の開催

- (7) 理事長の選任

※設立時に登記した代表者と選任された理事長が同じ場合は、重任登記を、変更となる場合は、就任登記となります。

3 財産の移転

設立登記を終えたら、法人認可前に締結した贈与契約に基づき、財産目録記載の財産の移転を受けてください。

法人の設立認可は、贈与契約の履行を前提としていますので、贈与契約の全部について速やかに履行しなければなりません。

なお、贈与契約が履行されたときは領収書を発行してください。

注意！ 贈与契約の履行は法人設立後速やかに行ってください。一部のみ履行する、後で履行する、といったことは絶対に認められません。

また、建物の所有権の取得登記や土地の権利の取得登記に際しては、大津市が証明した書類を添付すると登録免許税が免除される場合がありますので、事業所管課までご相談ください。

4 財産移転等完了報告

財産の移転を受けて、その移転手続を終了したら、1か月以内に財産移転を証明する下記の書類を添付して大津市長あて報告してください。(社会福祉法施行規則第2条第4項)

- ・ 設立当初の財産目録
- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ 不動産の登記事項証明書（建物、土地、地上権等）
- ・ 不動産等贈与にかかる受領書の写し（贈与契約書、寄附金領収書、寄附明細書）
- ・ 現金贈与にかかる残高証明等（金融機関の残高証明書）
- ・ 第1回理事会・評議員会の議事録の写し（原本証明したもの）

なお、法人設立認可後1か月を経過した時点で、財産移転等完了報告ができていない法人については、財産移転の進捗状況について福祉指導監査課及び事業所管課へ必ず説明を行うとともに、贈与契約の履行が遅れている場合には、至急理事会を開催して今後の対応策を検討し、その結果を文書で福祉指導監査課及び事業所管課あて報告してください。

注意！ 法人設立認可後1か月を経過した時点で、財産移転の進捗状況について必ず福祉指導監査課及び事業所管課まで来庁して説明してください。

5 入札について

入札執行前に入札指名業者等について事業所管課と十分に協議してください。

施設整備にかかる取扱いについては、当該事業所管課の施設整備担当者から別途指示がありますので、その指示に従ってください。

また、施設建設工事にかかる契約手続き等については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発274号厚生労働省3局長連名通知）により、公共事業の取扱いに準じて行うこととされていますので、入札等の実施に当たっては、当該事業所管課の指示に従い、適切に執行するよう留意してください。

6 建物の完成・登記

建物が完成し、引き渡されたら所有権保存登記を行ってください。

大津市が証明した書類を添付すると所有権保存登記にかかる登録免許税が非課税になる場合がありますので、建物の表示登記を行った後、事業所管課に非課税証明の交付申請をしてください。

7 定款変更届

建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している基本財産編入誓約書に基づき定款に基本財産として編入するための手続きを大津市長に行ってください。定款の変更には大津市長の認可を必要としますが、基本財産の増加に係る場合は、届出で足りるとされています。

提出書類は以下のとおりです。

- ・ 定款変更届出書【2部】
- ・ 不動産の登記事項証明書【2部】
- ・ 理事会、評議員会の議事録の写し（建物を基本財産に編入すること、これに伴い定款変更をすること等を決議したもの）【2部】（原本証明したもの）
- ・ 変更前の定款【2部】
- ・ 変更後の定款【2部】